

収入官吏章及び歳入歳出外現金出納官吏章の亡失について

令和4年6月3日

当局管内において、「収入官吏章」及び「歳入歳出外現金出納官吏章」（徴収職員証票）を亡失した旨の報告がありましたので、亡失事故発生日以降は無効となることをお知らせします。

- 1 亡失者の所属官署名
五所川原労働基準監督署
- 2 亡失者の官職氏名
労働基準監督官 山下 立倫
- 3 亡失した証票及び番号
労働保険の保険料の徴収等に関する法律
収入官吏章 第472号（令和2年4月1日交付）
歳入歳出外現金出納官吏章 第472号（令和2年4月1日交付）
- 4 亡失年月日
令和4年3月31日（木）
- 5 亡失場所
五所川原労働基準監督署 事務室内
- 6 亡失した証票による検査等の無効について
亡失した証票を携帯した者が事業場等を訪問した場合には応じる必要はないため、当該亡失した証票を携帯して訪問した者には検査等に応じることがないように対応いたくとともに、直ちに青森労働局総務部労働保険徴収室長までご連絡願います。
- 7 通報協力依頼
亡失した証票を発見または保有された方は、直ちに青森労働局総務部労働保険徴収室長までご連絡願います。
(通報電話番号：017-734-4145 内線番号550)